

◎新潟県訓令第17号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から実施する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)～(3)（略）		(1)～(3)（略）	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(21)（略） (22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。 (23) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> 第15条第1項の規定により、配偶者支援金の支給を行うこと。	新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(21)（略） (22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。
(略)		(略)	